

魚津市農業委員会総会議事録

- ・と き 令和2年3月3日（火）
午後1時30分
- ・ところ 魚津市役所第1会議室

議 事

- 第 1 議案 第 8 号 議事録署名委員について
- 第 2 議案 第 9 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する許可決定について
- 第 3 議案 第 10 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 4 議案 第 11 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第 5 議案 第 12 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明申請に対する証明決定について

総会の種類	定例総会		
1. 総会の期日	令和2年3月3日(火)		
2. 総会の場所	魚津市役所第1会議室		
3. 農業委員の定数	14名		
4. 総会に出席した農業委員の数	13名		
会長(議長)	14番	杉山 篤勇	
会長職務代理者	9番	徳本 久邦	
委員	1番	北田 直喜	3番 沖本 喜久雄
	4番	野崎 努	5番 小坂 芳夫
	6番	谷口 敬蔵	7番 石坂 誠一
	8番	中山 修	10番 原 武雄
	11番	関口 たず子	12番 中田 登與志
	13番	中島 悦子	
5. 総会に欠席した農業委員の数	1名		
	2番	谷越 彦茂	
6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数	2名		
	加積地区	畠山 勇	天神地区 幅 昭夫
7. 議事録署名委員			
	4番	野崎 努	5番 小坂 芳夫
8. 総会に出席した職員			
	事務局長	浦田 誠	庶務係長 五十嵐 孝
	主査	杉本 ゆき子	主任 井口 健太郎
	主事	横田 悠介	

【開 会：午後1時30分】

議長： それではただ今から令和元年度3月農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は委員14名中13名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、4番野崎委員、5番小坂委員にお願いいたします。

議案第8号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第8号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてご説明いたします。

議案書2ページ目をご覧ください。

今月の申請は1件26筆です。加積地区の1件で、合計面積が5,041㎡です。

それでは3ページをご覧ください。今月の総括表です。読み上げてご説明いたします。

【議案第8号 議案書をもとに朗読】

今回の申請は、いずれも農地法による各要件を満たしていることから、所有権移転による農地取得について特に問題ないと思われま

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

5番： 事務局から説明があった通りです。何ら問題無いと思います。

議長： ただいま3条について、事務局並びに担当確認委員から説明がありました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

(「無し」の声あり)

議長： それでは申請通り許可決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第8号は許可決定いたします。

議案第9号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第9号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明いたします。

6ページ目の説明概要をご覧ください。今月の5条申請は1件ございました。転用別内訳は表のとおりで、地区別の内訳は、天神地区が1件、申請面積合計は408㎡です。

それでは7ページ目の総括表から順に読み上げてご説明いたします。

【議案第9号 議案書をもとに朗読】

別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適

当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

8番： 譲渡人は申請地隣にある家から出ている方で、今は空き家となっています。申請地は譲渡人が相続したのですが、実際には譲受人の家の方が耕作しております。問題無いかと思いますので、審議のほどよろしくをお願いします。

議長： ただいま、事務局並びに担当確認委員から説明がありましたが、委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

議長： 意見が無いようならば、意見決定ということでよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第9号は意見決定いたします。

議案第10号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第10号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。魚津市長より令和2年2月27日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。9ページからが総括表、13ページからが一覧表になります。

本日の資料ですが、議案書送付後に変更がありましたので、差替えのものをお配りしてあります。

今月の案件は、1議案145件で、全て農協を通じて利用権設定をする転貸であります。新規と再設定の内訳は、新規が54件、内重複4件、133筆202,887㎡、再設定は95件284筆321428.36㎡です。全て合わせますと145件417筆524315.36㎡です。

農地中間管理事業への統合一体化に伴い、4月1日以降円滑化事業による利用権設定が行えなくなります。そのため、未更新による再設定、期間延長による再設定等が主なものとなっております。

また、〇〇さんと〇〇さんの利用権設定においては、作業効率を

考慮して一部集約化された場所もあります。

以上の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、農業経基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長： 説明が終わりましたが、委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

(「無し」の声あり)

議長： 特に無いようでしたら、申請通り決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第10号は決定いたします。

議案第11号引き続き農業経営を行っている旨の証明申請に対する証明決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第11号引き続き農業経営を行っている旨の証明申請に対する証明決定について事務局から説明いたします。

資料ですが、議案送付後に追加の申請がありましたので、それを含めた資料をお配りしております。

納税猶予を受けている方は、3年に1回農業経営を継続していることについて、農業委員会の証明を受け、税務署に提出する必要があります。

今回は3件の申請がありました。地区別の内訳は加積地区1件、下野方地区1件、下中島地区1件です。それでは、総括表から順に読み上げてご説明いたします。

【議案第11号 議案書をもとに朗読】

受付番号1番と2番は、2月25日に徳本委員と事務局井口、横田で現地確認を行いました。確認の結果、いずれも耕作可能な状態と判断できました。

3番の現地確認は3月2日に事務局横田が行いました。32筆ある内の21筆は現況が山林となっており非農地通知が出されています。平成25年の国の通知によると、納税猶予を受けている土地の一部が非農地になっていても納税猶予が打ち切られるものではないとされており、その他の11筆については、現地確認の結果、耕作可能な状態であることを確認できました。

よって、3件ともに農業経営を継続しているものと考えられます。

議長： 説明が終わりましたが、委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

7 番： (申請地の場所の確認)

事務局： (申請地の場所を説明)

議長： 他に意見が無いようならば、申請通り証明決定ということによろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第11号は決定いたします。

議長： これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局： ・農振除外（令和2年1月受付分）について
・非農地通知（令和2年2月分）について
・令和元年度農業委員等研修会の中止について
・農地利用最適化業務活動日誌の提出について（令和元年度分）
・農業委員活動記録簿（冊子）の提出について（10月～3月分）
・令和2年度農業委員会総会の日程について
・令和2年3月中における利用権設定の申請について
→追加で申請があった場合、事務局長専決とすることで委員了承。
・全国農業新聞通信について

議長： 以上で本日予定していた審議は終了しましたが、その他に意見のある方はいらっしゃいますか。

1 番： (カラス檻の撤去に伴うカラス被害の対応について)
(農地中間管理事業への統合一体化に伴う対応について)

事務局： 新たにカラス檻を設置する場合、設置場所が問題になります。別途協議とさせていただきたい。

利用権設定に関する相談については、これまで通り農協の営農指導員も行っていただけの予定です。

議長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後 2 時55分】

以上、会議の次第を述べるとともに相違無いことを証するため署名する。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

【別添】

農地法第3条調査書

議案第8号 受付番号1番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積を超える。	しない
第2項第7号 (地域調和)	・今回の申請は、譲渡人が相続により取得した農地の名義を、夫である譲受人に変更するものであり、実際の耕作状況としてはこれまでと変化がない。権利移転後は里芋、ねぎ、大根、いちじくを栽培する計画である。本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられる。 なお、2月25日、徳本委員と事務局井口、横田が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	しない

【別添】

農地法第5条調査書

議案第9号 受付番号1番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね25haの一団の農地の区域内にある第1種農地と判断します。 転用許可基準は、集落接続です。	
転用目的	譲受人は現在夫婦で実家に住み、祖父の農業経営の手伝いをしており、将来は農業の担い手として期待されています。将来家族が増えることを考えると実家は手狭であることから、戸建て住宅を実家の近くに建築する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額借入金でまかなう計画で、融資の事前審査回答書を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、一般住宅敷地及び農作業敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、住宅の建築が主目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設け、隣接地等に被害の及ばぬよう配慮されます。生活雑排水は公共下水道に接続し、雨水排水は申請地中央に排水溝を作り、近くの用悪水路へ排水する計画であり問題無いと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		